

資料 1 - 4 小学校統合校及び芝園中学校設計・建設・維持管理事業 特記要求水準書

1. 事業の概要

本事業は、現在、芝園中学校がある敷地に、総曲輪、愛宕、八人町、安野屋の4小学校の統合校及び芝園中学校を新たに設計・建設し、維持管理を行う事業で、小中学校の連携教育を実現することが期待される。

2. 事業期間

- i) 契約の締結時期 平成18年3月
- ii) 事業期間 事業契約締結日～平成35年3月末
- iii) 設計・建設期間 事業契約締結日～平成20年1月末
- iv) 供用開始 平成20年4月
- v) 維持管理期間 施設引渡し日～平成35年3月末

3. 本事業全体に係る前提条件

(1) 事業予定地・地域地区等

事業予定地：富山市芝園町三丁目1番26号

敷地面積：24,571m²

地域地区等：

- i) 用途地域：第一種住居地域（建ぺい率60％，容積率200％）
- ii) 防火地域：準防火地域
- iii) 日影規制：5時間（5m），3時間（10m），H=4m
- iv) 地区計画等：なし

近隣状況：当該敷地の形状は、東西に長い横約191m、東側縦約100m、西側縦約136mの台形で、東側前面は幅員23m（歩道を含む）の幹線道路（並木道）、北側は8mの市道、西側は5mの市道で囲まれている。南側には富山中部高校が隣接し、北側には戸建住宅や集合住宅が隣接している。また、敷地西側には、南北に神通川が流れている。

(2) 敷地条件

本事業における整備対象施設の敷地及びその周辺インフラ整備状況に関しては、以下に示す別紙資料を参照すること。

- i) 敷地の現況及び付与条件：「資料3 事業予定地位置図」、「資料4 事業予定地現況図・設備インフラ現況図」
- ii) 敷地の地質及び地盤：「資料5 事業予定地地質調査報告書」
- iii) 設備インフラ：「資料4 事業予定地現況図・設備インフラ現況図」

(3) 供用開始期限

平成20年4月1日までに供用開始できるように施設整備を行うこと。

(4) 想定学級数及び児童・生徒数

現時点での開校目標年度である平成20年度の学級数及び児童・生徒数の予測数及び4小学校（総曲輪・愛宕・八人町・安野屋）統合校及び芝園中学校の現況施設概要を以下に示す。

表 4小学校及び芝園中学校の学級数・児童数及び現況施設概要

学校名 (創立年)	総曲輪小学校 (明治6年)	愛宕小学校 (明治6年)	八人町小学校 (明治6年)	安野屋小学校 (昭和2年)	4校統合	芝園中学校 (昭和22年)
平成20年度 学級数(特殊) : 児童生徒数	6クラス : 72人	6クラス : 158人	6クラス : 104人	6クラス : 118人	14 クラス : 452人	6クラス : 219人
敷地面積	11,436㎡	10,923㎡	8,582㎡	19,143㎡		24,571㎡
校舎面積 (建設年度)	3,782㎡ (S43年度)	4,510㎡ (S38年度)	3,079㎡ (S38年度)	4,026㎡ (S43年度)		7,643㎡ (S26年度)
屋内運動場面積 (建設年度)	1,102㎡ (H4年度)	1,011㎡ (S54年度)	969㎡ (H4年度)	1,102㎡ (H3年度)		1,797㎡ (H5年度)
運動場面積	4,559㎡	4,927㎡	4,450㎡	6,916㎡		11,095㎡

平成20年度の学級数及び児童生徒数については平成16年5月1日現在予測値

(5) 想定する部活動

想定する部活動については、芝園中学校の現状通りとし、具体的な内容については、以下の通りである。

屋内運動場利用部総数：8クラブ

-) 剣道 男・女
-) バスケットボール 男・女
-) バドミントン 女
-) バレーボール 女
-) 卓球 男・女

屋外運動場利用部総数：3クラブ

-) 野球
-) ソフトテニス 男・女

特設部総数：6クラブ

-) スキー 男・女
-) 駅伝 男・女
-) 水泳 男・女

文化部総数：12クラブ

-) 美術 男・女
-) 音楽 男・女
-) 茶道 男・女
-) コンピュータ 男・女
-) 科学 男・女
-) 手芸 男・女

4. 本事業全体に係る事項

全体配置については、小学校エリア、共用エリア、中学校エリアに分けて計画し、分棟にした場合は、各階を廊下でつなぐこと（屋上を除く）。なお、共用エリアについては、基本的には中学校長の管理管轄とする。

(1) 防音計画

敷地上空真上に航空機が往来するため、防音性能に配慮すること。

5. 設計業務対象施設に係る要件

本事業の設計業務対象施設は、4小学校統合校及び芝園中学校（校舎、メディアセンター、給食室、ランチルーム、屋内運動場、クラブハウス、柔剣道場、屋上プール、屋外運動場及び外構等）とし、本事業特有の要件を以下に示す。

(1) 校舎

- i) 小中学校共用の音楽準備室及び家庭科準備室については、教師室としての利用にも配慮すること。
- ii) 美術室・技術教室については、作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床仕上げとし、作品の展示に配慮した設えとすること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- iii) 美術準備室については、美術室から直接出入り可能とし、教師室としての利用にも配慮すること。
- iv) 技術教室については、2室の一体又は連携利用が可能なよう配慮し、破損しにくい壁仕上げとすること。
- v) 技術準備室については、技術教室から直接出入り可能とし、教師室としての利用にも配慮すること。
- vi) 進路指導室については、教育相談室同様の仕様とすること。
- vii) 購買室については、物品の防犯上の管理に配慮した計画とすること。また、倉庫を隣接して設置すること。
- viii) クラブ活動室については、和室12帖程度及び板の間の規模として、床の間、水屋、にじり口、電気炉、押入れを設置すること。

(2) メディアセンター

- i) 図書室については、小学校用約1万3,000冊及び中学校用約1万1,000冊の蔵書を収める開架書庫を設置し、十分な読書・学習スペースを確保すること。なお、蔵書については、全て本市が開校時に用意する。

(3) 管理諸室

- i) 保健室は、小中学校それぞれ1室(計2室)を、共用エリアに隣接して配置すること。
- ii) 教育相談室2室については、小中学校の教職員室それぞれに隣接させ、その他の3室については、隣接した保健室の両脇に1室ずつと、その教育相談室どちらかに隣接させてもう1室配置すること。なお、それぞれ直接行き来ができるよう計画すること。

(4) 給食室・ランチルーム

- i) 給食室は、小学校にのみ設置し、その規模については、当該小学校及び中学校の児童・生徒分及び愛宕幼稚園の給食（計約1,280人分：小学校690人分、中学校480人分、幼稚園40人分、教職員70人分）が十分にまかなえるものとする。なお、給食室の管理については小学校長の管轄とする。
- ii) ランチルームについては、小中学校の連携が図れるよう、共用エリアに配置すること。

(5) 屋内運動場

- i) 中学校用の屋内運動場は、電動収納式ステージ、美術バトン（緞帳等）及び照明バトンを適宜設け、バスケットボールコート2面（1面：26m×15m＋周辺スペース程度）を確保できる規模とすること。
- ii) 中学校用の屋内運動場の外部に面した部分に、屋外運動場からも利用できるトイレ（夜間利用可）を適切に設置すること。
- iii) 中学校用の屋内運動場内部のアリーナ周辺に、ランニング走路を設けること。

(6) 柔剣道場

- i) 中学校には、屋内運動場と一体的に利用できる柔剣道場（同一フロア・空間とし段差なし、床の間も含む）を設置すること。具体的には、柔道場1面（7×7間＋周囲1間程度）及び剣道場1面（9×9m以上＋周囲1.5m程度）を設置し、天井高については4.5m以上とすること。なお、壁や柱については、緩衝材を設ける等、生徒の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること（独立した柱を設けないこと）。
- ii) 柔剣道場については、振動・騒音障害対策に十分配慮するとともに、安定した採光、風通し（自然換気）、強制換気が可能なよう計画すること。
- iii) 柔剣道場に、男女それぞれの部室及び更衣室（廊下等からの視線に配慮）を必要数設置すること。また、トイレについては、中学校用屋内運動場とあわせて適宜設置すること（柔剣道場専用のトイレは不要）。
- iv) 器具庫については、十分なスペースを確保すること。また、換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画するとともに、壁や柱に物品が衝突して容易に壊れないよう配慮すること。

(7) 部室

- i) 男女それぞれの運動部部室14室（1室15m²程度）及び更衣室を管理上死角が少ない位置かつ屋内外運動場からのアプローチに配慮して設置すること。文化系の部室についても、適切な位置に整備すること。

(8) 屋外運動場

- i) 小学校用屋外運動場は4,000m²以上とし、中学校用は200mトラックがおさまる程度とすること。
- ii) 中学校用屋外運動場の土は、排水性を考慮した上で風に飛ばされ難い土質のものを使用し、必要であれば、周辺地域への飛散防止策を講じること。表土については、水はけがよく、砂の流失や硬化の起こりにくいもの、また、礫の混合がなく雑草の生えにくい性質のものとする。
- iii) 小・中学校用の屋外運動場境界部分に、移動式（車輪付）のネットフェンス（高さ2.0m程度）を設けること。
- iv) 中学校用の屋外運動場には、野球場及びサッカーグラウンドを整備し、必要な器具等を適切に設置すること。
- v) 屋外運動場の外周部全面に防球ネットを設置すること。

(9) テニスコート

- i) テニスコート2面を整備し、必要な器具等及びテニスコートを囲むフェンスを適切に設置すること。

(10) 駐車場・駐輪場

- i) 小学校用と中学校用合わせて70台（うち身体障害者用2台）の駐車場、ならびに20台の来客用駐輪場（屋根・転倒防止装置付き）を整備すること。

6. 国庫補助金交付について

本事業は、義務教育施設整備にかかる国庫補助金交付を受ける予定であり、補助対象部分とその他部分を明確に区分すること。なお、現段階における想定補助対象施設と基準面積は以下の通りである。

補助対象施設	基準面積等	補助率	備 考
校舎	9,509m ²	1/2	
ランチルーム	660 m ²	1/2	
屋内運動場	2,495m ²	1/2	
屋上プール	400m ²	1/3	水面積(25m×16m)
プール上屋	600m ²	1/3	
柔剣道場	450m ²	1/3	
クラブハウス	200m ²	1/3	地域・学校連携施設
図書室	400m ²	1/3	地域・学校連携施設
グラウンド照明	6,000m ²	1/3	平均照度 100 ルクス以上
屋外教育環境施設	-	1/3	校庭暗渠・防砂ネット・外構等
調理室	190m ²	1/2	ドライシステム
給食附帯設備	9,750 千円	1/2	定額補助

7. 解体工事等について

- i) 既存の芝園中学校に係る施設を解体・撤去し、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。なお、周辺への騒音や振動には十分配慮すること。ただし、樹木伐採等の要否については事業者の提案によるもの(「資料 4 事業予定地現況図・設備インフラ現況図」に示す記念樹や石碑等については本市の指示により対応すること)とし、建物内の廃棄備品については本市が処分するものとする。
- ii) 解体工事等の業務期間については、建設業務に含むものとし、遅滞なく供用開始できるよう綿密な計画を立てること。なお、現芝園中学校の移転を平成18年8月に予定しているため、解体工事着手は、平成18年9月以降となる。